

中日本航空専門学校航友会 個人情報管理規程

(総則)

第1条 本会は、本会の活動目的である会員相互の親睦を図り、中日本航空専門学校の発展および関連諸活動を支援するため、本会所属会員の氏名・住所・電話番号等の個人情報を収集、管理、利用する。

(利用目的)

第2条 会員の個人情報を収集し、利用する目的は、以下のとおり。

- (1) 本会役員会・事務局と会員との連絡・告知・広報等に利用する。
- (2) 会員相互の親睦を図り、互いに連絡を取り合うことを可能にする。
- (3) 本会の主要な事業のうち、会報発行事業において、会員に対し会報の郵送に利用する。
- (4) 役員会にて決定・承認された募金事業等への協力要請に利用する。
- (5) 中日本航空専門学校からの案内等の送付に利用する。
- (6) その他、本会の目的を達成するため、役員会にて決定・承認された各種事業・行事等に利用する

(情報の項目)

第3条 本会が収集・管理する会員の個人情報の項目は、以下のとおり。

- (1) 氏名（現住所、旧姓名）およびそのふりがな
- (2) 現住所、郵便番号
- (3) 勤務先名、勤務先電話番号
- (4) 自宅電話番号および携帯番号
- (5) 電子メールアドレス
- (6) 卒業年、卒業学科、最終学年時の所属クラス
- (7) 独自の会員管理番号
- (8) その他、役員会にて決定・承認された項目

(収集方法・手段等)

第4条 (1) 会員の個人情報の収集にあたっては、原則として、封書・ハガキ等郵送物またはインターネットのホームページにより行う。

(2) 口頭・電話による情報の収集は、原則として行わない。ただし、既に封書・ハガキまたはインターネットのホームページで収集された情報等の内容を確認する必要がある場合は、この限りではない。

(3) 会員本人の申し出により、止むを得ず、口頭または電話で情報を伝達された場合は、正規の情報として扱う。

(4) その他、情報の収集においては、その都度、目的、方法等につき事務局で文案を作成し、役員会の承認を得るものとする。

(5) 前項役員会で承認された情報収集の目的・方法等については、すみやかに文書又はホームページ等で、全会員に対して公表するものとする。

(情報の管理について)

第5条 本会役員は、本会が保有する会員の個人情報に関してできる限り正確・最新であるよう努めるとともに、厳重に管理するため、会長を情報管理最高責任者とし、その下に情報管理責任者(事務局長が兼任する)を置く。情報管理責任者は、情報管理者補佐(名簿委員)および情報管理作業員(若干名)を指名することができる。ただし情報管理作業員は、外部委託することができる。以上の全ての情報管理関係者(除く情報管理作業員)および会長から指名されたその他の委員により、情報管理委員会を構成し年1回定例会を開催し、緊急の場合は、情報管理責任者が随時、召集することができる。情報管理の方法等詳細については、情報管理委員会が決定し、役員会に報告するものとする。

(収集された情報の訂正・削除について)

第6条 会員は、いかなる場合も本人の申し出により、本会に対し、いつでも本人に関する情報利用の中止を求めることができる。また、本人の申し出により、本人に関する情報の修正・削除を求めることができる。ただし、利用中止および情報の修正・削除を希望する場合は、下記の要件を満たすものとする。

- (1) 本人が確認できること(免許証の提示等またはそれに準じる方法)
- (2) 申し出に主旨・内容を文書にて明示すること
- (3) ホームページ上の機能を利用して、前項(1)、(2)を満たすものを含む情報の利用を再開し、削除を取り消し(再登録)、修正することは、いつでも何度でも可能とする。ただし、情報の再修正等については、事務作業等の時間につき、一定の期間を要することを妨げない。なお、正当な理由なく、本会の事務を滞らせ、混乱させるような短期間における頻繁な修正要求等については、事務局の判断で、受付を拒否することができる。なお、情報の更新、情報削除の取り消し(再登録)等については、一定の条件のもと、別途役員会で定める所定の事務手続き手数料を徴収することができる。

(会員個人の権利)

第7条 全ての会員は、前項にさだめる他、以下の権利を保有する。

- (1) 本人の情報について、開示を求めることができる。
- (2) 本人の了承なく、本規程に記載がなく、事前に会報・ホームページに公表されていない目的で情報を流用・転用された場合、本会情報委員会に苦情を申し出ることができる。
- (3) その他、本人の情報に関する取り扱い等について、本会情報管理委員会に苦情を申し出ることができる。

なお、本会情報管理委員会は、苦情受付窓口を設置し、本会員に対して連絡先を公表する。

(共同利用)

第8条 本会は、個人情報を特定の者との間で共同して利用するとき、次に掲げる事項を確認の上、当該特定の者に個人情報を提供することができる。この場合、第三者への提供には当たらない。

- (1) 共同利用先の名称と責任を有する者の氏名
- (2) 共同利用する個人情報の項目
- (3) 共同利用する者の範囲
- (4) 共同利用する者の利用目的

(罰則)

第9条 本会員が、他の会員のID・パスワードを盗み、または他の手段で本人になりすましてその情報を取得する等、不正アクセス防止法および個人情報保護法に抵触する行為を行った場合は、法律的処罰の有無にかかわらず、役員会の決定により本会を除名処分とすることができる。また、正当な理由なく、本会の事務混乱をおこさせ、本会の事業・会の目的を妨げると役員会が認める場合は、3年未満の会員資格の停止を命じることができる。複数回の違反行為や悪質な場合は、本会を除名処分とすることができる

附則

- 1 この規程は、令和元年6月22日から施行する。